

令和8年度格付等級区分基準

1 等級区分点について

福知山市が発注する建設工事の競争入札参加者の内、市内業者（福知山市内に本店又は営業所を有する者）の資格を定める等級区分は、資格審査基準日（令和8年3月1日）時点の総合点に基づく。尚、工事種別毎の等級区分点は[別表]のとおりとし、有効期間は1年度とする。

(1) 土木一式工事、建築一式工事及び電気工事

客観点と主観点を合計した総合点に基づく。

$$[\text{総合点}]X = P+B+C-D+E+F+G+H$$

(客観点)

P： 経営事項審査数値

令和8年度福知山市指名競争入札等参加資格審査申請時に提出された経営事項審査結果通知書に記載されている総合評定値（P）

(主観点)

B： 工事成績による評定点

資格審査基準年度の過去3年度間（令和4年4月1日から令和7年3月31日）に完成検査をした当該資格業種について、福知山市工事等検査規程（平成26年4月1日改正）第11条第2項で定める工事成績評定表により求められる成績点数を次式により加重平均した値に基づく評定表による評定点をもって評定する。

$$\text{加重平均値} = \{(\text{請負額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + (\text{請負額n}) \times (\text{工事成績n})\} / \{(\text{請負額1}) + \dots + (\text{請負額n})\}$$

- 注) 1. 加重平均値は、少数点以下第2位を切捨て1位止めとする。
2. 共同企業体については、全体請負額に出資率を掛けた金額（少数点以下切捨て）を構成員別の請負額とする。

評定表（平均値の下限は「以上」、上限は未満）

平均値	～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～85	85～
評定点	-40	-30	-20	-10	0	10	20	30	40

C： 防災協定の締結による加算点

資格審査申請時点で福知山市長又は福知山市上下水道事業管理者と防災協定を締結している場合（団体含む）は5点を加算する。

D： 不誠実な行為の有無による減点

資格審査基準日の過去1年間（令和7年3月1日から令和8年2月28日）に「福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要領」の措置をしたものについて、指名停止期間3箇月以上のものは50点、3箇月未満のものは30点を減じる。

E： 福知山市企業人権教育推進協議会による加算点

資格審査申請時点で福知山市企業人権教育推進協議会に加入されている場合は5点を加算する。

F： 福知山市消防団協力事業所による加算点

資格審査申請時点で福知山市消防団協力事業所に認定されている場合は5点を加算する。

G： 障害者雇用による加算点

法定雇用率を達成している場合及び法定外で雇用している場合は5点を加算する。

H： 保護観察対象者等雇用に係る加算点

京都保護観察所に協力雇用主として登録し、同一の保護観察対象者等との直接かつ恒常的な雇用関係が資格審査申請時点で3箇月以上継続している場合は5点を加算する。

(2) (1)以外の工事

客観点に基づく。

$$\text{[総合点]} \times \text{X} = \text{P}$$

(客観点)

P： 経営事項審査数値

令和8年度福知山市指名競争入札等参加資格審査申請時に提出された経営事項審査結果通知書に記載されている総合評定値（P）

2 A1等級の資格要件について

土木一式工事及び建築一式工事のA1等級については、等級区分点のほか、資格審査基準日において次の条件を要する。

- ア 特定建設業許可業者
- イ 1級等技術者（1級国家資格及び国土交通大臣特別認定者）を2名以上常時雇用

3 新規業者について

新規申請年度を含む2年間については最下位等級とし、3年目からは該当等級とする。但し、年度途中で市外業者（登録済）が市内に営業所を開設し、権限委任した新規業者は1年目に含めない。

[別表]

令和8年度

工事種別	等級	等級区分点	建設業許可	1級等技術者数
土木一式	A1	900点～	特定建設業	2名以上
	A	800点～899点		
	B	600点～799点		
	C	～599点		
建築一式	A1	900点～	特定建設業	2名以上
	A	750点～899点		
	B	650点～749点		
	C	～649点		
舗装 管 電気	A	750点～		
	B	630点～749点		
	C	～629点		
水道施設	A	750点～		
	B	670点～749点		
	C	～669点		
その他	A	690点～		
	B	571点～689点		
	C	～570点		